# <u>好評</u> 発売中

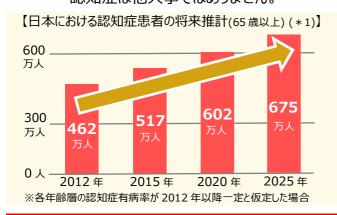


[認知症保障特約]

## 認知症への幅広い備えで 一生涯の安心をお届けします!

#### 認知症の患者数は年々増加

認知症は他人事ではありません。



#### 認知症は介護原因の第1位

認知症が原因で介護が必要になることも…

【介護が必要となった原因(\*2)】

1 位 2 位 3 位

認知症
脳血管
疾患
衰弱

認知症になったときへの備えについて、考えたことはありますか?

認知症に幅広く備えられる <mark>認知症 PLUS</mark> の特徴は裏面をチェック!! ▶▶▶

(\*1)日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究(2015年)に基づき当社にて作成

(\*2)厚生労働省 令和元年「国民生活基礎調査」に基づき当社にて作成

■当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。

(1/2ページ)必ず他のページもご覧ください。

### 認知症 PLUS なら認知症はもちろん 軽度認知障害(MCI)も幅広く保障



#### 軽度認知障害(MCI)とは?

健常者と認知症の中間の状態で、認知機能 低下の訴えはあるものの、日常生活への影響は ほとんどなく認知症とは診断できない状態です。

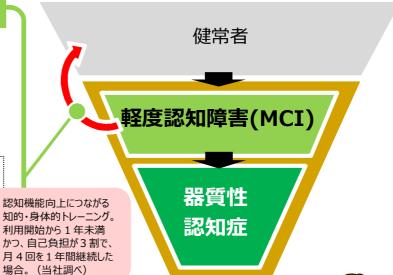
> 放っておくと症状が進行し、 日常生活に影響することも…

しかし

MCI の段階で**適切な治療を行うと、** 約 26%(\*1)が健常者に回復する

と言われています。

〈治療例〉認知症デイケアへの参加 年間約11万円



進行を防ぐには、**いかに早く気づき、適切な治療が受けられるか**が大切です。

適切な治療を継続して行うにはお金がかかります。軽度認知障害(MCI)と診断されたときからお支払いされる 認知症 PLUS なら、費用の心配なく治療を開始できるので安心です!

認知症 PLUS (認知症保障特約) と 1 UP (生活障害収入保障特約) なら、 初期の治療費から重症化した場合の介護費等まで切れ目なく安心をお届けします!

……お支払例……

〈ご契約例〉認知症保障特約:基本保険金額200万円、生活障害収入保障特約:年金年額180万円(65歳満了・5回保証逓減型)付加

軽度認知障害(MCI)

器質性認知症

認知症PLUS

生まれて初めて

軽度認知障害(MCI)と診断

-時金 20 万円 <基本保険金額×10%>

認知症PLUS 生まれて初めて

器質性認知症と診断

-時金 200 万円

認知症保険金

器質性認知症に該当し 1UP† 意識障害がない状態に おいて見当識障害が

ある状態が 180 日以上継続

<sub>年金年額</sub> **180** 万円

(64歳まで)

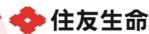
就労不能·介護年金

#### MCI や認知症になるリスクを減らすために

認知症を引き起こすリスクのうち、 35%は生活習慣次第で 改善できると言われています!(\*2)

でも続けるのは 意外と難しい ですよね…

進行



Vitality

日々の健康増進への取組みを サポートします!

健康増進に取り組み、

MCIや認知症を 予防しませんか?



(\*1)Canevelli M,et al., J Am Med Dir Assoc. 2016 Oct 1;17(10):943-948 (\*2)Livingston G,et al., Lancet. 2017-Dec 16;390(10113):2673-2734に基づき当社にて作成 【認知症保障特約】■死亡保険金、高度障害保険金はありません。■生まれて初めて軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断さ れたとき軽度認知障害給付金を、生まれて初めて器質性認知症と診断されたとき認知症保険金をお支払いします。■責任開始日から180日以内に診断された軽度認知障

害(MCI)または器質性認知症はお支払いできません。こ のとき、特約は無効となり、認知症保障特約部分の既払込 保険料を払い戻します。■お支払対象となる軽度認知障害 (MCI)または器質性認知症は責任開始期以後の傷害また は疾病を直接の原因としたものに限ります。【生活障害収入 保障特約】■死亡保険金はありません。■就労不能・介護 年金は生存している限り、所定の期間お支払いします。

■生活障害収入保障特約(逓減型)の年金受取回数は 毎年1回ずつ減少しますが、最低5回は保証されています。 あなたの未来を強くする 住友生命 [住友生命保険相互会社]

社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35 電話 (06)6937-1435 (大代表) 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地 7-18-24

電話 (03)5550-1100 (大代表) 〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは…

21/4 改訂版

営情-21-0107(A2001267)

(2/2ページ)必ず他のページもご覧ください。